

議案第 1 2 号

京丹後市営バス運行事業に関する条例の一部改正について

京丹後市営バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 4 年 2 月 2 5 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

市営バス川上線及び佐濃北線の「久美浜高校前」バス停を「丹後緑風高校 久美浜学舎前」バス停として名称の変更を行うため、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市営バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例

京丹後市営バス運行事業に関する条例（平成２２年京丹後市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

川上線

運行区間		
起点	主な経過地	終点
市野々	布袋野・市場・丹後緑風高校久美浜学舎・かぶと山 駅・久美浜病院・久美浜駅	久美浜中学校

別表第２（第３条関係）

佐濃北線

運行区間		
起点	主な経過地	終点
佐野丙	円頓寺・長野・丸山・壱分・永留・（丹後緑風高校 久美浜学舎）・（かぶと山駅）・久美浜病院	久美浜駅

備考

（ ）内は、運行時間帯又は季節により経由する経過地である。

別表第 1 0 2 市営バスの運賃表のうち（１）川上線を次のように改める。

（１） 川上線

（単位：円）

																			市野々
																		布袋野	80
																	畑	80	100
																金谷	80	90	100
															須田 郵便局前	80	80	90	110
														須田	80	80	80	100	110
													市場	80	80	80	90	100	120
												出角	80	80	80	90	90	110	120
											新谷	80	80	80	90	100	100	120	130
										高龍 小学校前	80	80	80	90	90	100	100	120	130
									島	80	80	80	90	90	100	100	110	130	140
								旧海部 小学校前	80	80	80	90	100	100	100	110	120	130	150
							丹後緑風高校 久美浜学舎前	80	80	80	90	90	100	100	110	120	120	140	150
						海士	80	80	80	90	90	100	110	110	110	120	130	140	160
					油池	80	90	90	100	100	110	120	120	130	130	140	140	160	170
				かぶと 山駅	80	90	90	100	100	110	110	120	130	130	130	140	150	160	180
			十楽	90	90	110	110	120	120	130	130	140	150	150	160	160	170	190	200
		久美浜 病院	80	100	100	120	120	130	130	140	140	150	160	160	160	170	180	190	200
	稲葉本家	80	90	110	110	130	130	140	150	150	150	160	170	170	180	180	190	200	200
久美浜 中学校	久美浜駅	80	80	90	110	120	130	140	140	150	160	160	170	170	180	180	190	190	200
		80	80	90	100	120	120	140	140	150	160	160	170	180	180	190	190	200	200

別表第 102 市営バスの運賃表（2）佐濃北線のうち系統2を次のように改める。

(2) 佐濃北線

系統2		(かぶと山駅経由)																
		(単位:円)																
																		佐野丙
																		佐野乙 80
																	郷 80	80
																	円頓寺 90	90 100
																	長野坂谷 90	110 110 120
																	長野口 80	90 110 120 130
																	竹藤 80	80 100 120 130 140
																	共同作業所前 80	80 90 110 130 140 140
																	丸山公民館前 80	80 90 90 110 130 140 150
																	女布 80	80 90 100 120 140 150 160
																	壱分 80	90 90 90 110 110 130 150 160 170
																	大井 80	90 100 100 100 120 120 140 160 170 180
																	永留本谷 80	90 100 110 110 120 130 130 160 180 180 190
																	永留 80	90 100 110 120 120 130 140 150 170 190 190 200
																	永留茶屋 80	80 100 110 120 130 130 130 150 150 170 190 200 200
																	丹後緑風高校 久美浜学舎前 80	90 100 110 120 130 140 140 150 160 170 190 200 200 200
																	かぶと山駅 90	100 110 120 130 150 160 170 170 170 190 190 200 200 200
																	久美浜病院 90	120 120 120 130 150 160 170 180 180 190 200 200 200 200
																	十楽 80	100 130 120 130 140 150 170 180 190 190 190 200 200 200 200
																	稲葉本家 80	80 110 130 130 140 150 160 170 180 190 190 200 200 200 200
久美浜駅	80	80	80	110	140	130	140	150	160	170	190	190	200	200	200	200	200	200

附 則

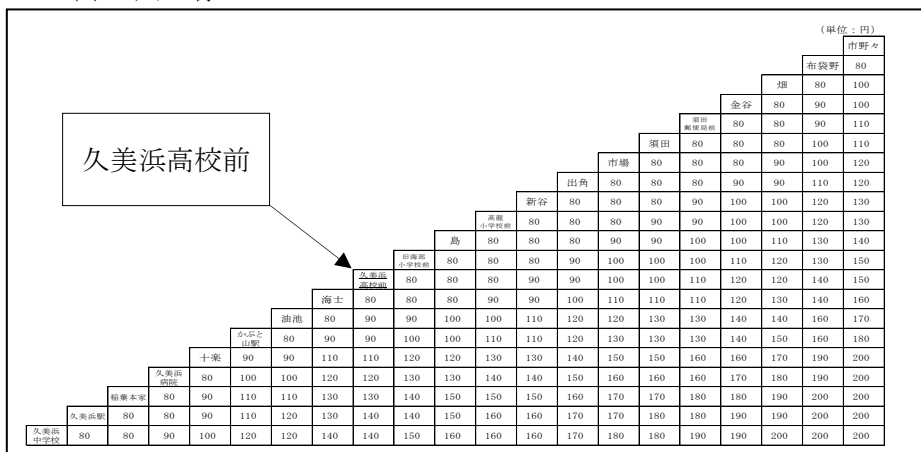
この条例は、令和4年4月1日から施行する。

京丹後市営バス運行事業に関する条例(平成22年京丹後市条例第28号)新旧対照表

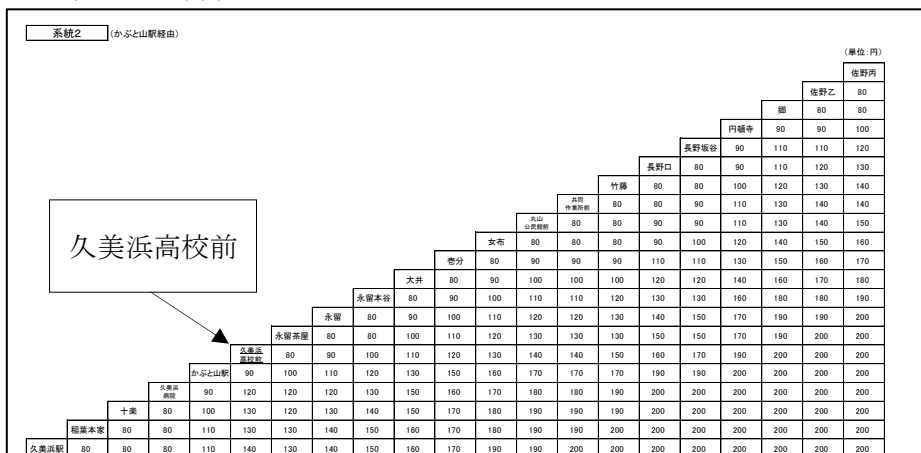
現行	改正案																		
京丹後市営バス運行事業に関する条例	京丹後市営バス運行事業に関する条例																		
平成22年9月16日 条例第28号	平成22年9月16日 条例第28号																		
本則（略）	本則（略）																		
別表第1 川上線	別表第1 川上線																		
<table><tr><th colspan="3">運行区間</th></tr><tr><th>起点</th><th>主な経過地</th><th>終点</th></tr><tr><td>市野々</td><td>布袋野・市場・<u>久美浜高校</u>・かぶと山駅・久美浜病院・久美浜駅</td><td>久美浜中学校</td></tr></table>	運行区間			起点	主な経過地	終点	市野々	布袋野・市場・ <u>久美浜高校</u> ・かぶと山駅・久美浜病院・久美浜駅	久美浜中学校	<table><tr><th colspan="3">運行区間</th></tr><tr><th>起点</th><th>主な経過地</th><th>終点</th></tr><tr><td>市野々</td><td>布袋野・市場・<u>丹後緑風高校久美浜学舎</u>・かぶと山駅・久美浜病院・久美浜駅</td><td>久美浜中学校</td></tr></table>	運行区間			起点	主な経過地	終点	市野々	布袋野・市場・ <u>丹後緑風高校久美浜学舎</u> ・かぶと山駅・久美浜病院・久美浜駅	久美浜中学校
運行区間																			
起点	主な経過地	終点																	
市野々	布袋野・市場・ <u>久美浜高校</u> ・かぶと山駅・久美浜病院・久美浜駅	久美浜中学校																	
運行区間																			
起点	主な経過地	終点																	
市野々	布袋野・市場・ <u>丹後緑風高校久美浜学舎</u> ・かぶと山駅・久美浜病院・久美浜駅	久美浜中学校																	
別表第2 佐濃北線	別表第2 佐濃北線																		
<table><tr><th colspan="3">運行区間</th></tr><tr><th>起点</th><th>主な経過地</th><th>終点</th></tr><tr><td>佐野丙</td><td>円頓寺・長野・丸山・壱分・永留・（<u>久美浜高校</u>）・（かぶと山駅）・久美浜病院</td><td>久美浜駅</td></tr></table>	運行区間			起点	主な経過地	終点	佐野丙	円頓寺・長野・丸山・壱分・永留・（ <u>久美浜高校</u> ）・（かぶと山駅）・久美浜病院	久美浜駅	<table><tr><th colspan="3">運行区間</th></tr><tr><th>起点</th><th>主な経過地</th><th>終点</th></tr><tr><td>佐野丙</td><td>円頓寺・長野・丸山・壱分・永留・（<u>丹後緑風高校久美浜学舎</u>）・（かぶと山駅）・久美浜病院</td><td>久美浜駅</td></tr></table>	運行区間			起点	主な経過地	終点	佐野丙	円頓寺・長野・丸山・壱分・永留・（ <u>丹後緑風高校久美浜学舎</u> ）・（かぶと山駅）・久美浜病院	久美浜駅
運行区間																			
起点	主な経過地	終点																	
佐野丙	円頓寺・長野・丸山・壱分・永留・（ <u>久美浜高校</u> ）・（かぶと山駅）・久美浜病院	久美浜駅																	
運行区間																			
起点	主な経過地	終点																	
佐野丙	円頓寺・長野・丸山・壱分・永留・（ <u>丹後緑風高校久美浜学舎</u> ）・（かぶと山駅）・久美浜病院	久美浜駅																	
備考 （ ）内は、運行時間帯又は季節により経由する経過地である。	備考 （ ）内は、運行時間帯又は季節により経由する経過地である。																		
別表第3～別表第9（略）	別表第3～別表第9（略）																		
別表第10(第6条関係)	別表第10(第6条関係)																		
1 運賃表 （略）	1 運賃表 （略）																		
2 市営バスの運賃表	2 市営バスの運賃表																		

現行

(1) 川上線



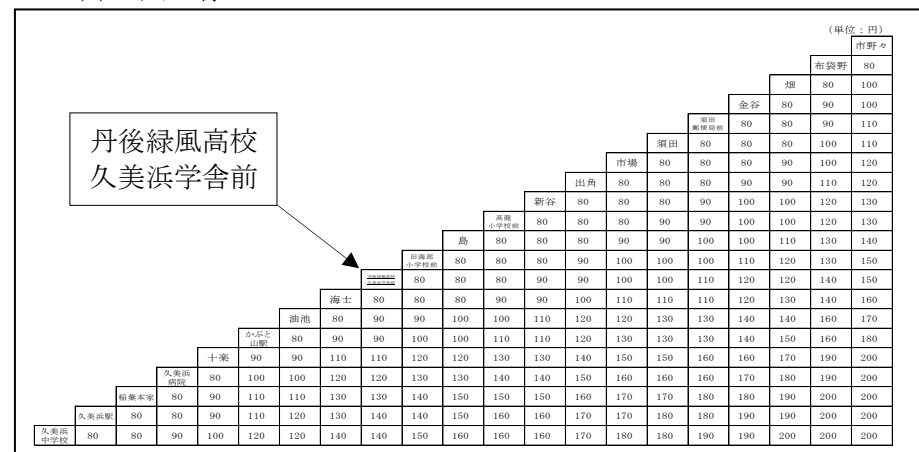
(2) 佐濃北線
系統1 (略)



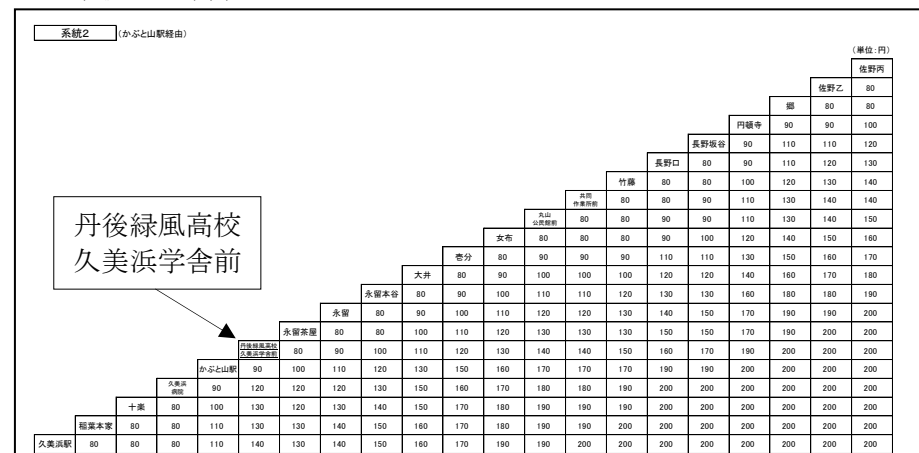
系統3 (略)
(3)～(9) (略)

改正案

(1) 川上線



(2) 佐濃北線
系統1 (略)



系統3 (略)
(3)～(9) (略)

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。